

# TA・RA 留意事項

## 【TA】

- (1) 従事する授業科目の対象は、専門教育科目です。
- (2) 平成 26 年度から、TA 一人当たりの雇用時間数の上限を 48 時間／年とし、特段の理由がある場合には 60 時間／年まで雇用することが出来ます。
- (3) TA は教育の一環でもあります。  
教育の機会均等の観点から、1 講義・1 実験実習を担当する TA 人数は制限しておりませんが、公平な指導・助言を行うよう配慮してください。
- (4) 前年度から継続して雇用する TA については、可能な限り 3 月中に申請書類を提出するようご協力ください。

## 【RA】

- (1) RA 採用人数には限りがあり、博士後期課程の全学生が採用されるとは限らないため、まずは TA 採用申請の手続きを行うことをお勧めします。
- (2) TA として採用された博士後期課程生が後日 RA に採用申請し、採用された場合、それ以降の TA 勤務が認められませんので、ご注意ください。

## 【その他】

本学の学生総合支援センターにて「キャリア・ピアサポーター上級資格」の認定を受けた学生を SA(スチューデント・アシスタント)として採用できます。SA 学生は、教養教育等での授業や補修のサポートに従事することによって、履歴や実践力を通して就職に活かすことができます。